

子育てのための施設等利用給付認定申請書

(宛先) 岡 崎 市 長 令和 年 月 日

次のとおり、裏面に記載された内容に同意し、子ども・子育て支援法に規定する子育てのための施設等利用給付認定を申請します。

申請者	(保護者①) ※本人が手書きしない場合は記名押印が必要です。	(保護者②) ※本人が手書きしない場合は記名押印が必要です。
	(居住地) -----	
	(転入予定先住所) 令和 年 月 日 転入予定	
	(連絡先①) — —	(連絡先②) — —

申請に係る子ども	氏 名 / 性 別	生 年 月 日	マイナンバー(個人番号)																			
	ふりがな ----- 男 女	平・令 年 月 日	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																			

1 児童の同居家族等(申請対象の子どもを除く同居者全員を記入)

氏 名	生 年 月 日	続 柄	勤務先又は学校名等	マイナンバー(個人番号)										
	昭・平・令 年 月 日	父												
	昭・平・令 年 月 日	母												
	昭・平・令 年 月 日													
	昭・平・令 年 月 日													
	昭・平・令 年 月 日													
	昭・平・令 年 月 日													

《父又は母が別居の場合は、上表ではなくこちらに記入してください。》

父・母	氏名:	生年月日:	年 月 日																			
	住所:	マイナンバー(個人番号)	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																			

2 認定種別(1つだけ選択)

☐ 幼児教育を希望する(新1号) 【対象期間】満3歳～年長までの間

☐ 家庭保育ができないため保育を必要とする(新2号) 【対象期間】年少～年長までの間

☐ 非課税世帯であり、家庭保育ができないため保育を必要とする(新3号) 【対象期間】0歳～年少になるまでの間

父	☐ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ 求職活動 ☐ その他()
母	☐ 就労 ☐ 産前産後 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ 求職活動 ☐ その他()

※ 新2号及び新3号を申請するすべての保護者の保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)を添付してください。

※ 幼稚園及び認定こども園を利用する場合で、審査の結果、家庭保育ができない理由が要件を満たさなかった場合、新1号を申請したものとみなします。

3 幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の利用状況

施 設 名	所在地・電話番号	入園(予定)日
	tel	令和 年 月 日

4 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用状況

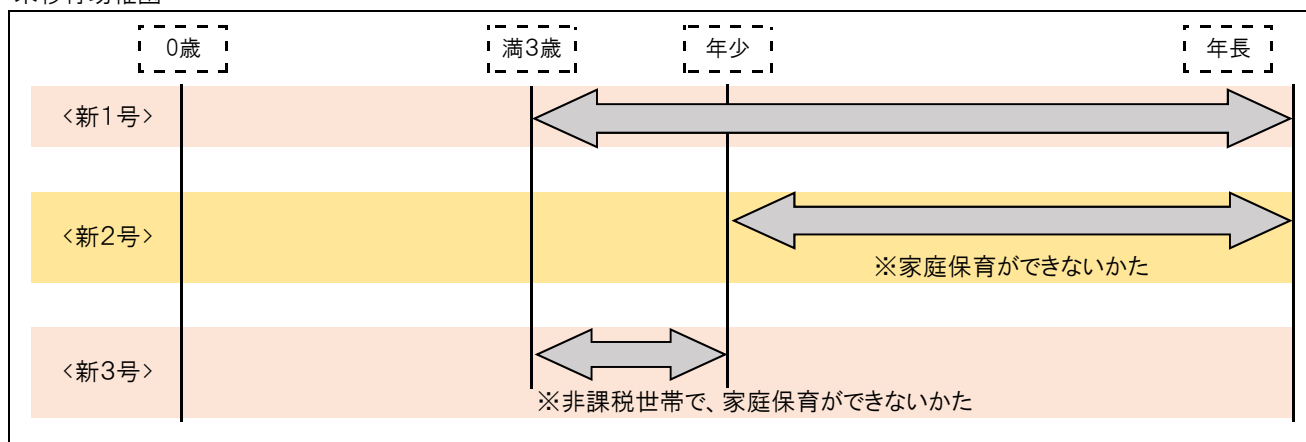
施 設 名	利用するサービスの種類	所在地・電話番号	利用開始(予定)日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	tel	令和 年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	tel	令和 年 月 日

申請にあたって同意していただく事項

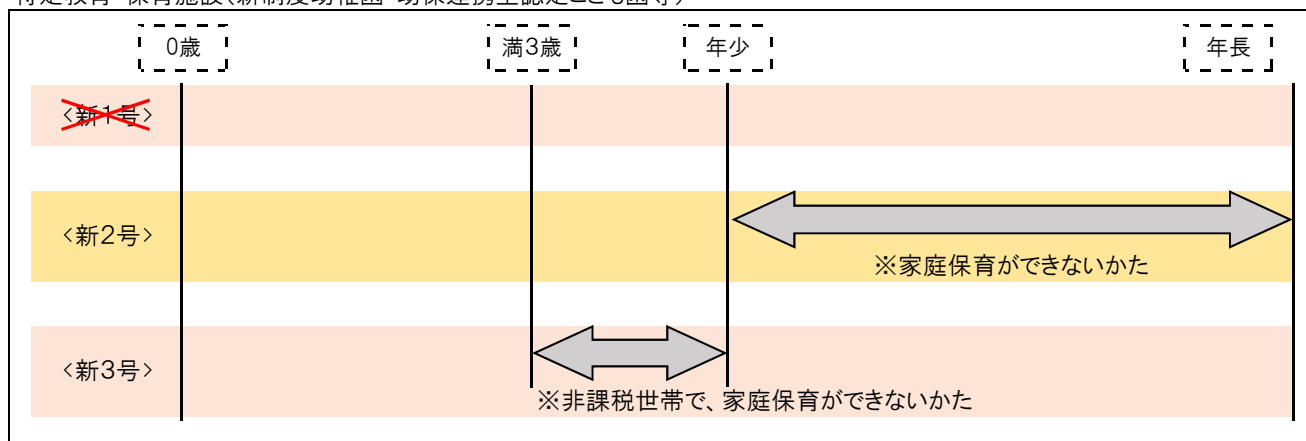
1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

◆主な施設における認定種別

未移行幼稚園



特定教育・保育施設(新制度幼稚園・幼保連携型認定こども園等)



認可外保育施設

